

## 外国の政府等において 重要な公的職位にあるお客さま等との お取引に係る追加の確認について

外国の政府等において「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に定められた重要な公的職位\*にある(またはあった)お客さま、そのご家族にあたるお客さま等のお取引の際に、本人確認書類のご提示等、追加のご対応をお願いさせていただきます。

### ※1 ● 国家元首

- 我が国における内閣総理大臣、その他の国務大臣および副大臣に相当する職
- 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
- 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- 我が国における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
- 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
- 中央銀行の役員
- 予算について国会の議決を経るか、または独法等を受けなければならない法人の役員

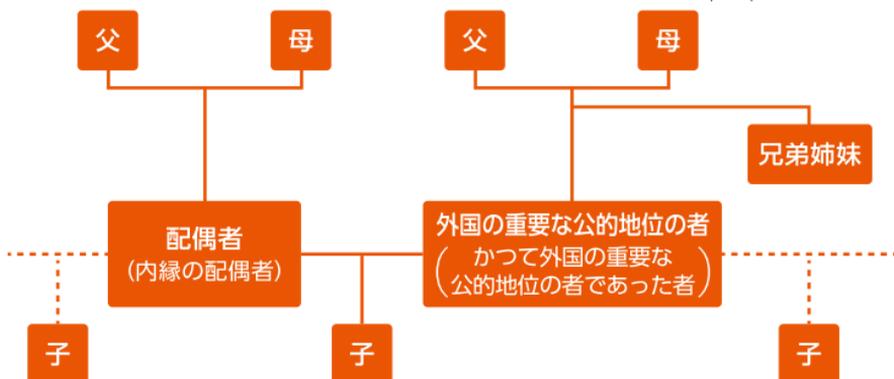
### ※2 過去に上記※1であった方

※3 上記※1または上記※2に掲げる者の親族(配偶者(事実婚を含む)、父母、子、兄弟姉妹、並びにこれらの者以外の配偶者の父母および子)

※4 また、上記※1、※2、※3に該当するお客さまが議決権保有比率の合計が25%を超える等の個人の方に該当する法人のお客さまも対象となります。

### 外国の重要な公的地位にあたる者(外国PEPs\*)に該当する親族の範囲

\*Politically Exposed Persons



※ 外国の重要な公的地位の者の祖父母や孫は外国PEPsに該当しません。

※ 外国の重要な公的地位の者の配偶者が日本人の場合もあるので、日本人も外国PEPsに該当し得ます。